

フードチェーン情報公表農産物の 流通行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 3 項及び第 30 条第 3 項の規定による認証を受けた流通行程管理者及び外国流通行程管理者（以下“認証流通行程管理者等”という。）が行うフードチェーン情報公表農産物の流通行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0029 フードチェーン情報公表農産物

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JAS 0029** による。

3.1

流通行程管理基準

農産物の出荷時の品質を維持するために要求される、流通行程における管理基準

注釈 1 米にあっては、“農産物の出荷時”とあるのは、“米の乾燥・調製行程終了時”と読み替える。

注釈 2 流通行程管理基準の例として、温度、湿度、衝撃・振動等の許容値、緩衝材の適用、鮮度保持フィルムの適用が挙げられる。

3.2

識別番号

同一のフードチェーン情報を有する農産物を識別するために、出荷時の梱包単位又は小分け単位ごとに割り振る番号

注釈 1 米にあっては、“出荷時の梱包単位又は小分け単位”とあるのは、“乾燥・調製行程終了時の保管容器単位又は出荷時の梱包単位若しくは小分け単位”と読み替える。

4 流通行程についての検査

流通行程についての検査は、認証流通行程管理者等が同一の識別番号を付与された流通荷口ごとに、**箇条 5** に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該記録に基づき、次に掲げる事項について確認することによって行う。

- a) 当該流通行程に係る管理記録が当該流通荷口に係るものであること
- b) 当該流通荷口に係る流通方法が **JAS 0029** の**箇条 4** 及び**箇条 5** に適合するものであること

5 管理記録

管理記録に記録すべき事項を次に示す。

- a) 識別番号
- b) 農産物の種類
- c) 流通行程管理基準の適用状況
- d) フードチェーン情報
- e) フードチェーン情報の公表内容
- f) フードチェーン情報公表農産物に係る表示

制定等の履歴

制 定 令和5年3月30日農林水産省告示第 496号

最終改正 令和6年3月29日農林水産省告示第 664号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和6年3月29日農林水産省告示第 664号

令和6年4月28日から施行する。